

令和5年9月

保護者の皆様

川崎市立菅中学校
校長 竹内 和則

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止における生徒の健康管理について

新型コロナウイルスの感染拡大防止について、保護者の皆様には生徒の健康観察への御協力をいただきありがとうございます。

生徒の健康管理につきましては、市教育委員会の指示に基づき、次の事項について御協力をいただきますようお願いいたします。

【基本的な感染症対策について】

- 登校前に児童生徒の健康状態を確認してください。発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には登校を控え、自宅で休養していただきますようお願いいたします。
発熱の症状がみられる場合には医療機関の受診をお勧めします。
- 児童生徒に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合、学校保健安全法第19条により、次の期間は出席停止となりますので、学校に御連絡をいただきますようお願いいたします。

出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

※発症日を0日目、無症状の場合は、検体採取日を0日目とする。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。
- 濃厚接触者の特定は行われなくなったことから、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等であっても、児童生徒本人の感染が確認されていなければ出席停止にはなりません。
- 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう、家庭でもお話しください。
※咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側等を使って、口や鼻をおさえること。

連絡先：川崎市立菅中学校 電話：944-8002